

ロゴマークの使用可能範囲について

- ロゴマークを付与された業界団体は、業界自主ガイドラインや認証制度の普及のためにロゴマークを使用することができるものとする。
- 一方で、業界団体経由で会員企業等がロゴマークを取得し、その企業のサービスや製品、HP及び個別店舗等にロゴマークを表示することは認めない。また、業界団体の入会基準が本指針を踏まえている場合においても、上記と同様の表示方法や業界団体発行の会員証への掲載も認めない。

業界団体

・ロゴマークは、業界自主ガイドラインや認証制度に係る文書への添付や、業界自主ガイドライン等に関する業界団体HPへの掲載は**可能**。

【業界団体HPのイメージ】

業界団体の会員企業

・業界団体会員企業による個社のサービス、製品や個別事業者HP及び個別店舗等への掲載は**不可**。

【個社HPのイメージ】

【会員証等での掲示】

● 商品の紹介

〇〇会社の健康〇〇サービスは、経産省指針に認定されたサービスです。

※本写真はイメージであり、記載事項と関係はありません。